

「大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」制定にともなう今後の対応

1 制定理由

手話が言語であることの理解の促進及び障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進と、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に寄与する。

2 条例の構成

- (1) 目的 手話への理解と多様な意思疎通手段の利用促進に関し、基本理念、区の責務、区民、事業者の役割を定める。
- (2) 定義 この条例における用語の意味を定める。
- (3) 基本理念 手話が言語であると認識すること、相互理解、人格・個性の尊重を掲げる。
- (4) 区の責務 基本理念に基づく施策を推進すること、施策は計画との整合性を図ることを掲げる。
- (5) 区民の役割 意思疎通に関する理解を深めること、施策へ協力することを掲げる。
- (6) 事業者の役割 意思疎通に関する理解を深めること、施策へ協力すること、合理的配慮に努めることを掲げる。
- (7) 委任 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

3 策定経過

- 関係団体等からのヒアリング
- 令和元年度第3回大田区障がい者施策推進会議にて検討

- パブリックコメント
 - 実施期間 令和2年3月16日から令和2年4月3日まで
 - 意見提出者数 17名
 - 意見総数 96件

- 令和2年9月30日 施行
(令和2年第3回大田区議会定例会において条例議決)

(参考) 他区制定状況

14区(千代田、港、新宿、台東、墨田、江東、中野、豊島、北、荒川、板橋、足立、葛飾、江戸川) ※令和2年9月末時点

4 今後の取組み

(1) 福祉部の取組み

啓発活動

- 児童、生徒向け啓発グッズの作成・配布
 - ・手話等を紹介するクリアファイル
- 啓発パンフレットの配布
 - ・「新・大田区地名手話ガイドブック」等活用
- 区民周知
 - ・区報臨時号、HP、デジタルサイネージ、CATV等

意思疎通手段の普及

- コミュニケーション支援ボードの作成・普及
 - ・区ホームページ掲載による活用促進

区職員のスキルアップ支援

- 全職員への周知
 - ・庁内報の活用
- 意思疎通支援ガイドライン作成
 - ・窓口における具体的な配慮等について掲載
- 手話等を学ぶ機会の拡充
 - ・グループウェアを活用した手話学習動画配信等

(2) 各部署の取組み

情報発信手段等の多様化

- 情報発信時等における手話通訳者等の活用検討
 - ・動画配信等
- イベント等における意思疎通手段の利用促進
 - ・不特定多数の集まる講演会等における手話通訳者配置等
- 職員の意識・対応力向上
 - ・障がい者差別解消研修等への参加促進
 - ・窓口で活用できる手話等の習得

